

令和6年1月4日
(2024年)

契約中の委託業務への対応について

1月1日に発生した令和6年能登半島地震について、石川県の「災害時における応急調査業務に関する基本協定」に基づき、（一社）石川県建設コンサルタント協会、（一社）測量設計業協会、（一社）石川県地質調査業協会の各協会が応急調査を行っております。

また、本市においても「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」に基づき、市から各協会に対し応急調査を依頼しております。

このような状況を鑑み、契約中の設計・測量・調査の委託業務において、その履行に影響が生じる恐れがある場合には、当該業務に支障の無い範囲で履行期限を延長するなど、受注者と協議のうえ柔軟に対応されるようお願いいたします。